

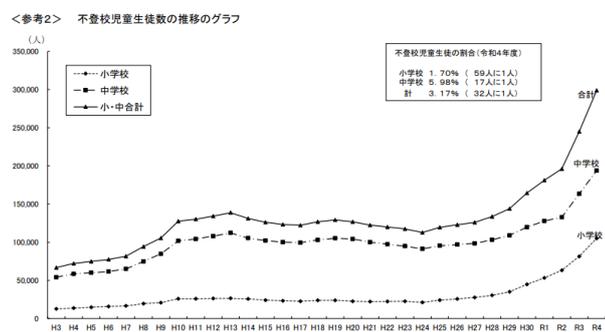
不登校児童生徒と多様化する教育

竹林綺夏

1. はじめに
2. 「十分な教育」とは
3. 日本の多様な教育の現状
4. おわりに

1. はじめに

最近不登校児童生徒が急増しているデータがある。右のグラフは文部科学省による不登校児童生徒数の推移のグラフである¹。このグラフを見ると、令和2年から不登校児童生徒数が急増しているのがわかる。令和2年からの急増は新型コロナウイルスの流行も影響していると考えられるが、それ以前からもなだらかな



増加がみられる。不登校の生徒たちは、一般的な「学校」の代わりに、適応指導教室やフリースクールを利用したり、インターネットを活用した自学習を自宅でしたりしている。平成28年に成立した教育機会確保法でも不登校児童生徒がこれらの「学校」以外の形で教育を受けられるようにすることを保障しており、教育の多様化が進んできていると考えられるだろう。この不登校児童生徒の増加は、教育の多様化が進み「学校」以外の選択をしやすい環境になっていることも理由として考えられる。

昨年のレポートで私は「学校教育と矯正教育」というテーマで執筆をし、学校教育と矯正教育を比較しながらそれぞれの教育の在り方について考えた。調べる中では、勉強以外にも大人になってから求められる能力や知識を身につけられるような教育となるように工夫されている教育の姿も知ることができた。教育が多様化し、「学校」以外の形で教育を受ける児童や生徒が増えている中で、勉強に関しては学校教育に代わるのが可能であったとしても、勉強以外の人格の形成に関わる教育や犯罪などに巻き込まれないための教育は可能であるのか疑問に感じた。そこで今回のレポートでは、「学校」に通わなくても十分な教育は可能であるのか、可能であるならばどのような点について考えをまとめていきたい。

¹ 文部科学省 (2023年10月4日) 「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」70頁 (2024年1月12日閲覧)。

https://www.mext.go.jp/content/20231004-mxt_jidou01-100002753_1.pdf

2. 「十分な教育」とは

先で私は「学校」に通わなくても十分な教育は可能であるのかという問題提起をしたが、「十分な教育」とはどのような教育なのだろうか。今回は、学校教育の基準である「教育基本法」と、不登校児童生徒の教育機会を確保するために成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下、教育機会確保法）」で教育についてどのような基準を定めているのか確認し、前提を明確にしたいと思う。

まず、教育基本法第1条では教育の目的として「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と定められている。その目的を実現するためにより具体化した目標として、第2条が定められており、第1号では「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」、第2号では「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」、第3号では「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」、第4号では「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」、第5号では「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」とされている。

次に、教育機会確保法では第1条で「教育基本法（平成十八年法律第百二十号）及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨ののっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする」と目的を示している。この第1条にある「基本理念」が第3条で示されており、特に教育の内容については同条第4号で「社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること」というように定められている。

今回検討する問題の対象が主に不登校児童生徒であるため、メインとなる基準は教育機会確保法第3条4号の文言であると考えられる。そして、これを実現するための具体的な内容として教育基本法第2条の内容を基準とするべきだと考える。特に、教育機会確保法第3条4号の文言には、教育基本法第2条1号・2号に近い内容だと考えられる。

ここで、教育基本法第2条のすべてについて満たしている教育が「十分な教育」と言えるのではないかという考えもあるかもしれないが、教育機会確保法第2条3号によると不登校児童生徒は「相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である」ため、学校教育の「十分な教育」とは異なるものであると考える。

よって、今回における「十分な教育」とは「社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう」な教育であり、自立的に生きる基礎を培うため、また豊かな人生を送るためには何が必要かという具体的なものは教育基本法第2条、特に1号・2号を基準として検討していきたいと思う。

3. 日本の多様な教育の現状

では、日本の多様な教育は現在どのような状態なのだろうか。ここでは、適応指導教室とフリースクールについて詳しく見ていきたい。

(1) 適応指導教室

まず、適応指導教室は不登校児童生徒を対象として公的に設置されている支援施設であるが、私の地元でもある杉並区では4つほど設置されており、それぞれでメインとなる活動やカリキュラムが異なっているようである。「支援に当たっては、教科学習・教育相談・レクリエーション・体験的活動等を組み合わせた、個別の活動計画を作成」しているという²。杉並区の例を挙げれば、中学生を対象としたさざんか和田教室では、午前中は「国語、数学、英語、理科、社会の5教科と、総合、心理相談を組み合わせ、生徒が時間割を決め、個別で取り組む」、午後は「個別または小集団での体験活動に取り組む」としており、小学校高学年から中学生を対象としたさざんか宮前教室では、「個別での学習、心理相談に加え、創作活動、体験活動等、児童・生徒が選択した活動に取り組む。また、少人数のグループ制により、それぞれのプログラム活動に取り組む」としている³。ここまでで勉強というくくりでの知識を身に付ける指導や、能力を伸ばし、創造性を培うための指導などを含むカリキュラムが確認できた。

では、ここまで出てきたもの以外の進路指導や職業指導、薬物乱用など犯罪に巻き込まれないためのより幅広い知識や教養、社会において自立的に生きる基礎をつけるための支援はあるのだろうか。杉並区においては、「子どもたち一人ひとりの意向を尊重し、今後の方向性を整理するために、創作活動等を心理士と共に取り組み、生活習慣の安定を図る教育相談グループ（すぎぼーと）」をカリキュラムの中に含んでいるようである⁴。今後の方向性を話す機会はあるようだが、進路指導と明確に示されているものはされていないと考えられる。その他にも職業指導、薬物乱用防止に関する指導などの点で支援がされているか調べてみたが、杉並区においてに限らず他の地域のものも、そのような支援をしていると記載のある資料は確認できなかった。

² 杉並区教育委員会（2023年8月）

「令和5年度 杉並区の教育」55頁（2024年1月17日閲覧）

https://www.city.suginami.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/042/978/r5suginamikunokyoiku.pdf 。

³ 適応指導教室のカリキュラムについては、杉並区公式ホームページ

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/seibi/soudan/1008210.html>（2024年1月16日閲覧）<https://www.city.suginami.tokyo.jp/seibi/soudan/1008210.html> 参照。

⁴ 前掲注（2）55頁。

(2) フリースクール

続いて、フリースクールにおいても、「個別学習や少人数で学習を行うところが多」く、学習内容は「子どもに合わせて一人一人異なり、学習の遅れがある場合は前の学年に戻る」こともあるようだ。また、フリースクールと一言で言ってもタイプが様々な分かれており、Gakken の記事によれば代表的なタイプとして「安心できる居場所としてのフリースクール」「学習サポートを中心としたフリースクール」「医療機関と連携したフリースクール」「自宅でサポートが受けられるフリースクール」「独自の教育方針を取り入れているフリースクール」といったように分けられるという⁵。フリースクールの全体の傾向として、独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査によると、「生徒の学校復帰に関するスタッフの考え方について、それを目標とするのではなく生徒の自主性に任せる姿勢をとるが、基礎学力は重視したいと考えている」ようである⁶。つまり、一定程度の学力をつけるための指導には力を入れているものと捉えることができる。

では、フリースクールにおいても、進路指導や職業指導、薬物乱用など犯罪に巻き込まれないためのより幅広い知識や教養、社会において自立的に生きる基礎をつけるための支援はあるのだろうか。右上の表は独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査より、特に高校生に相当する年代の生徒を対象としたフリースクール等退会後の進路状況をまとめたものである⁷。「上級学校への進学・受験やその準備」と、「就職」が上位を占めているが、次に続いているのは「通学も就職もせずに自宅にいる」である。このデータを見る限り、進路指導・職業指導が不十分だとも考えられる。

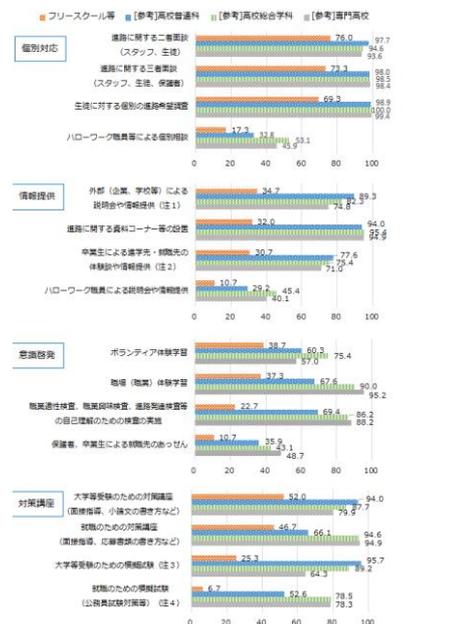
これは実際、データにも出ており、右下のグラフは同調査より、進路指導の各内容に関

図表1 フリースクール等退会後の進路状況

退会後の進路（複数回答）		
	度数	%
上級学校への進学・受験やその準備	43	58.1
就職（アルバイト・派遣等）	27	36.5
通学も就職もせずに自宅にいる	25	33.8
他の（正規の）学校へ転・編入	22	29.7
元の学校へ戻る	21	28.4
就職（正社員）	10	13.5
得意な領域を極めるための活動・勉強に専念	9	12.2
他のフリースクールへ転校	8	10.8
ボランティアの仕事を従事	6	8.1
資格取得（学校進学を旨む）	6	8.1
海外留学	4	5.4
退会後の動向はスタッフには全くわからない	4	5.4
その他	1	1.4

※無回答：3

図表2 進路指導の各内容に関する実施割合（複数回答）



※無回答件数：本調査 3、高校調査 18
 ※注1：高校調査では、「大学関係者による講演会・説明会」と「企業関係者による講演会・説明会」の2項目で尋ねていた。当グラフ上は「大学関係者による講演会・説明会」の値のみ掲載した。
 ※注2：高校調査では、「卒業生による受験体験談や大学紹介」という表記を用いた。
 ※注3：高校調査では、「大学等受験のための模擬試験（面接テスト）」という表記を用いた。
 ※注4：高校調査では、「就職のための模擬試験（面接テスト：公務員試験等含む）」という表記を用いた。

⁵ フリースクールについては、Gakken（2023年5月23日）「フリースクールってどんなところ？多彩な学び方と知っておきたい特徴とは」（2024年1月16日閲覧）

<https://www.889100.com/column/column107.html> 参照。

⁶ 独立行政法人労働政策研究・研修機構（2020年3月27日）「フリースクール・サポート校等における進路指導・キャリアガイダンスに関する調査結果」（2024年1月17日閲覧）

<https://www.jil.go.jp/institute/research/2020/201.html> 。

⁷ 独立行政法人労働政策研究・研修機構・前掲注（6）

する実施割合をまとめたものである⁸。全ての項目において、高校や専門学校よりも実施割合が低いという結果が出ている。「フリースクール等では「進路指導」や「進路相談」と銘打った指導や相談が必ずしも明示的には実施されておらず、個別対応で行われている傾向が」あるようだ⁹。その他、薬物乱用防止などの指導について調べてみると、薬物乱用防止教室を実施していたり¹⁰、薬物乱用防止ボランティア活動をしているところがあったりした¹¹。しかし、そのような活動を公開しているフリースクールは数校しか確認できなかった。

4. おわりに

ここまで、日本の適応指導教室やフリースクールの現状を見てきたが、これらを踏まえ、たうえで、「学校」に通わなくても十分な教育は可能であるのかという問題については、可能であるがまだ改善の余地があると考えます。

まず先にまとめた通り、フリースクールのスタッフは基礎学力を重視しているということや、杉並区の適応指導教室ではカリキュラムの中で教科指導が含まれていることを踏まえると、現状においても、勉強という面で見れば、十分な教育ができていていると考える。勉強のレベルは児童生徒それぞれで異なると思うので、すべてのスクールについて大学進学レベルに達する必要はないと思うが、N 中等部というフリースクールではその後に N 高や S 高という系列の通信制高校に進学して有名な大学に進学するデータもあるようだ。それも、N 中等部から N 高・S 高へ進学した生徒の大学進学率は、N 高・S 高全体の大学進学率よりも約 20%高くなっているという¹²。このデータを見ても、勉強面ではフリースクールという環境において十分な教育自体は可能だといえるだろう。

また、調べていく中で適応指導教室もフリースクールも少人数の教室で、勉強以外に創作活動や体験活動などもあることが分かった。このような活動の中では個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培うことができていると考えられる。さらにグループで活動をしていくことで、コミュニケーション能力もつけることができるだろう。

⁸ 独立行政法人労働政策研究・研修機構・前掲注（6）

⁹ 独立行政法人労働政策研究・研修機構・前掲注（6）

¹⁰ フリースクールやすづか学園（2019年9月30日）「薬物乱用防止教室を実施しました。」（2024年1月17日閲覧）

〈<https://blog.goo.ne.jp/gakuendeburogu/e/44ab8ffa2986dd6268cbd7bfa0adf0b7/>〉参照。

¹¹ NPO 法人高卒支援会（2018年11月27日）「薬物乱用防止！渋谷区のボランティア活動に生徒と参加させていただきました。」（2024年1月17日閲覧）

〈<https://kousotsu.jp/diary/2018/11/27/薬物乱用防止！渋谷区のボランティア活動に生徒/>〉参照。

¹² N 中等部「12歳からの進路設計 | N 中等部」（2024年1月18日閲覧）〈<https://n-jr.jp/about/education/>〉参照。

一方で、改善の余地がある部分としては、勉強以外の自立した生活ができるための基礎ともなる知識・教養についての教育である。適応指導教室もフリースクールも進路指導や職業指導と明確に示されたことはされていないようであった。右の表は独立行政法人労働政策研究・研修機構による「進路選択（進学・就職）に目的意識を持たせるような指導が施設全体でどの程度推進されているか」、「進路選択（進学・就職）に目的意識を持たせるような指導を回答者自身ができていると考えているか」という内容についてまとめられた表である¹³。高校に比べてフリースクール等の方が「あまり推進されていない/推進されていない」「あまり指導できていない/指導できていない」という項目について高い数値となっている。仕事に就くことは自立した生活を送るうえで重要なことであると思うので、進路指導や職業指導には力を入れるべきであると考えた。

加えて、フリースクールでは、薬物乱用防止教室が行われたり、薬物乱用防止ボランティアの活動をしたりなど、カリキュラムの中に組み込まれているスクールもあったが、多くは見つけられなかった。公開していないだけかもしれないが、行っているスクールが少ない状況であるならば、このような活動をするスクールが増えるべきだと考える。集団で講座のように開催することが難しい場合には、ボランティア活動のように課外活動を通じて知識を増やしても良いと思うし、カリキュラムにある創作活動の一環として薬物乱用をテーマにして創作することを通して学ぶこともできるだろう。自分の身を守り、豊かな人生を送るためにも薬物乱用防止以外に、犯罪に巻き込まれないための知識や教養も同様に教育が必要だと考える。

また、海外ではホームスクーリングというものがあり、家で学習を進めるという選択をする児童生徒もいる。日本でも通学が難しい児童生徒は家で学習を進めることとなるが、そのような児童生徒を対象とした教育システムは現在学習補助教材のようなものが一般的である。海外のホームスクーリングをしている児童生徒の多くは、YouTube で勉強系の動画をもとに勉強をしたり、専用サイトを利用して進学に必要な試験を受けるための対策をしたりしているようだ¹⁴。英国ケンブリッジ式の国際中等教育修了試験（IGCSE）というものがあり、これは「試験でほとんどが決まるため、学校にまったく行っていない子どもでも、試験を受けて進学することができ」る¹⁵。その対策用のサイトや意見を交換しあう

図表5-2 進路選択（進学・就職）に目的意識を持たせるような指導が施設全体でどの程度推進されているか

	本調査		[参考]高校調査	
	度数	%	度数	%
十分に推進されている	19	25.0	492	25.6
ある程度は推進されている	44	57.9	1351	70.2
あまり推進されていない	7	9.2	79	4.1
推進されていない	6	7.9	2	0.1

※無回答：本調査2、高校調査32

図表5-3 進路選択（進学・就職）に目的意識を持たせるような指導を回答者自身ができていると考えているか

	本調査		[参考]高校調査	
	度数	%	度数	%
十分に指導できている	13	17.6	315	16.3
ある程度は指導できている	42	56.8	1490	77.1
あまり指導できていない	13	17.6	126	6.5
指導できていない	6	8.1	1	0.1

※無回答：本調査4、高校調査24

¹³ 独立行政法人 労働政策研究・研修機構（2020年3月）
「フリースクール・サポート校等における進路指導・キャリアガイダンスに関する調査結果」72頁（2024年1月18日閲覧）
(<https://www.jil.go.jp/institute/research/2020/documents/0201.pdf>)。

¹⁴ 野本響子『子どもが教育を選ぶ時代へ』（集英社、2022年）138頁参照。

¹⁵ 野本・前掲注（13）137頁。

サイトを活用しながら、自宅学習で進学をも実現させるという¹⁶。つまり、海外では自分で学習を進めるためのシステムと、ただ勉強するだけではなく、進学につながるまでのシステムが整備されているように思う。日本にも、中学校卒業程度認定試験や高卒認定試験があるため、そのような試験の対策用のサイトや、自宅学習をする児童生徒が利用できる専用のサイトなどを用意して環境を整えることが必要なのではないかと考えた。専用のサイトがあれば、学習用の動画の最後に犯罪に巻き込まれないようにするための知識を組み込んだ、YouTube の広告のような動画を挟み、自然と児童生徒の目に触れるようにすることも可能だろう。さらに、サイト内のコメントなどで自宅学習をする児童生徒同士がコミュニケーションを図ることが可能になれば、一人で学習をする中での問題点として挙げられるコミュニケーション不足が解消できるかもしれない。

そして、現状でも適応指導教室やフリースクールはスクールごとに多様なカリキュラムを用意しており、一人一人に合った教育を選ぶことができるようになっている。これに加えてホームスクーリングの環境を整えたり、フリースクールにもメタバースを取り入れて自宅から学校に通っているかのようなシステムを取り入れたりして、より多様さを増した教育へと進化していくことできるのではないかと考える。下の表は独立行政法人教職員支援機構の資料による「不登校の要因」に関するものであるが、不登校の多くは「無気力・不安」が原因であることがわかる¹⁷。多様な教育システムの中で自分に合ったものを見つけ、やる気を出せる環境、安心できる環境に出会えるようにすることが重要だと考える。

【国公立小・中学校】

	不登校児童生徒数	学校に係る状況										家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係の問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不応	学校のきまり等をめぐる問題	進級時の不応	入学・転入、進級時の不応	急激な変化	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	あそび・非行	生活リズムの乱れ	
小学校	53,350	233 0.4%	5,430 10.2%	1,297 2.4%	2,301 4.3%	175 0.3%	32 0.1%	596 1.1%	1,139 2.1%	1,939 3.6%	8,898 16.7%	921 1.7%	5,488 10.3%	21,927 41.1%	2,974 5.6%		
中学校	127,922	330 0.3%	21,975 17.2%	1,555 1.2%	10,830 8.5%	1,606 1.3%	1,183 0.9%	1,462 1.1%	4,988 3.9%	3,696 2.9%	9,555 7.5%	2,424 1.9%	10,953 8.6%	50,471 39.5%	6,894 5.4%		
合計	181,272	563 0.3%	27,405 15.1%	2,852 1.6%	13,131 7.2%	1,781 1.0%	1,215 0.7%	2,058 1.1%	6,127 3.4%	5,635 3.1%	18,453 10.2%	3,345 1.8%	16,441 9.1%	72,398 39.9%	9,868 5.4%		

※1 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。
 ※2 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

¹⁶ 野本・前掲注 (13) 137 頁参照。

¹⁷ 独立行政法人教職員支援機構「教育機会確保法と不登校支援施策」(2024年1月19日閲覧) (https://www.nits.go.jp/materials/intramural/files/089_001.pdf)。